

## 観光地ひろしまDX推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県内観光施設等におけるデジタル技術の活用を推進することで、観光客がスマートに広島  
の観光を楽しめる環境を整備し、観光施設等の周遊促進による広島での滞在時間延長及び消費  
拡大を図るとともに、観光産業の生産性向上、ひいてはDX推進の基盤整備につなげるため、観光  
関連事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。なお、その交付に関  
しては、一般社団法人広島県観光連盟補助金等交付規程（以下「規程」という。）に規定するも  
ののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところに  
よる。

#### (1) 観光施設等

観光施設、体験施設、宿泊施設、土産物店、飲食店、交通機関のことをいう。

#### (2) 観光関連事業者

観光施設等を運営する法人、個人事業主、事業共同体、観光協会、DMO、経済団体のことをい  
う。

### (補助金交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、広島県内の観光施  
設等（ただし、公共施設を除く。）を運営する観光関連事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、国税及び県税に未納がある者、又は暴力団（暴力団員による不当な  
行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2  
号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をい  
う。）と関わりのある者は、補助金交付の対象者としなない。

### (補助金交付の対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助事業における補助の  
対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。  
なお、補助対象経費に対して、他の団体及び個人からの寄付金、負担金、補助金及びそれらに類  
する収入等がある場合は、補助金交付の対象としなない。

### (交付の申請)

第5条 規程第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとす  
る。

2 規程第3条第1項各号に規定する補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のと  
おりとする。

#### (1) 別記様式第1号別紙1による事業計画書

(2) 別記様式第1号別紙2による収支予算書

(3) 別記様式第1号別紙3による事業者概要

(4) その他一般社団法人広島県観光連盟会長（以下「会長」という。）が必要と認める書類

3 補助金の交付を申請しようとする者は、前項の補助金の交付申請をするに当たって、別記様式第1号3(3)補助金交付申請額には、当該補助金に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）に5分の4を乗じて得た金額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の決定）

第6条 規程第3条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、規程第4条第1項の規定により補助金の交付を決定し、規程第6条の規定により、補助金の交付を申請した者に対し速やかに通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 規程第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記様式第2号による計画中止（廃止）承認申請書を会長に提出し、その承認を受けること。

(2) 災害等により、補助事業が令和6年1月31日までに完了する見込みがなくなったとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに別記様式第3号による補助事業遅延等報告書を会長に提出し、その指示を受けること。

（申請の取下げ）

第8条 規程第7条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期日は、規程第6条の通知を受けた日から起算して14日を経過する日までとする。

（状況報告）

第9条 会長から事業の遂行状況の報告を求められたときは、規程第10条の規定により、別記様式第4号による補助事業状況報告書を速やかに会長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規程第12条の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号のとおりとし、その提出期限は、令和6年2月5日とする。

2 規程第12条の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 別記様式第5号別紙1による事業実施報告書

- (2) 別記様式第5号別紙2による収支決算書
- (3) 別記様式第5号別紙3による取得財産調書（1件当たり50万円以上の取得財産がある場合）
- (4) 支出内容及び支出金額が確認できる書類
- (5) 県税に未納がないことの証明書
- (6) その他会長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第11条 補助金は、規程第13条の規定により補助金の額を確定し、規程第15条の規定により交付するものとし、補助対象事業者は、別記様式第6号により補助金の交付を請求するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 会長は、第7条第1号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助対象事業者が、この要綱又はこの要綱に基づく会長の指示に違反した場合
- (2) 補助対象事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 会長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（帳簿等の保存期間）

第13条 規程第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する一般社団法人広島県観光連盟（以下「連盟」という。）の会計年度の末日（3月31日）又は第14条第3項の規定による処分制限期間を経過した日の属する連盟の会計年度の末日のうちいずれか遅い日までの期間とする。

（財産の処分の制限）

第14条 補助金により取得し、又は効用の増加した機械、器具、備品その他の財産（以下「取得財産等」という。）については、その台帳を設け、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 規程第22条第2号の規定による取得財産等は、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上のものとする。

3 規程第22条ただし書きの規定による財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）に定める期間とし、同省令に定めのない財産については、会長が別に定める期間とする。

(事業状況報告)

第15条 補助対象事業者は、補助事業の完了した日から1年間の事業状況について、令和7年4月1日から30日以内に、別記様式第7号により会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項のほか、補助対象事業者に対し、必要に応じて事業状況について報告を求めることができる。

(仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助対象事業者のうち課税事業者の場合、補助事業完了後に申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第8号による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書1部を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の報告により、補助金の返還が必要となった場合は、当該仕入控除税額に補助率を乗じて得た金額の全部又は一部の返還を命ずる。

(その他必要な事項)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 補助事業  | 補助対象経費  | 補助率                                       |
|---|---|---|
| 観光客がスマートに広島観光を楽しむことができる環境整備、又は観光産業の生産性向上・DX推進の基盤整備に資する下表にあるサービス・機器の導入 | 補助事業に要する経費のうち、機器購入費（既存の機器と同等品の買い替え、汎用性のあるパソコンは対象外）、機器リース料、サービス利用料、初期設定費用、その他会長が認める経費で、令和6年1月31日までに支払いを終えたもの | 補助対象経費の5分の4以内で、補助金交付申請1件につき3,000千円を上限とする。 |

(注1) 補助対象経費に補助率を乗じた額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金交付額とする。

(注2) 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、当該補助対象事業完了年度後、別記様式第8号による仕入控除税額確定報告をしなければならない。

| 施設区分         | 導入するサービス・機器   |
|--------------|---|
| 共通           | <input type="checkbox"/> キャッシュレス決済（クレジットカード決済を含む包括決済サービス）<br><input type="checkbox"/> POS レジ <input type="checkbox"/> 在庫管理 <input type="checkbox"/> シフト管理                     |
| 観光施設<br>体験施設 | <input type="checkbox"/> OTA（オンラインで取引を行う旅行会社）への登録<br><input type="checkbox"/> サイトコントローラー、予約管理システム   |
| 宿泊施設         | <input type="checkbox"/> OTAへの登録 <input type="checkbox"/> サイトコントローラー <input type="checkbox"/> 自動チェックイン、自動精算<br><input type="checkbox"/> ホテル管理 <input type="checkbox"/> 最適価格設定 |
| 飲食店          | <input type="checkbox"/> オンライン予約 <input type="checkbox"/> セルフオーダー   |
| 土産物店         | —   |
| 交通機関         | <input type="checkbox"/> 配車 <input type="checkbox"/> OTAへの登録 <input type="checkbox"/> オンライン予約   |